

問合せ先：第六管区海上保安本部  
警備救難部刑事課  
課長 田中  
電話 082-251-5111 (内線3170)



令和2年1月30日  
第六管区海上保安本部

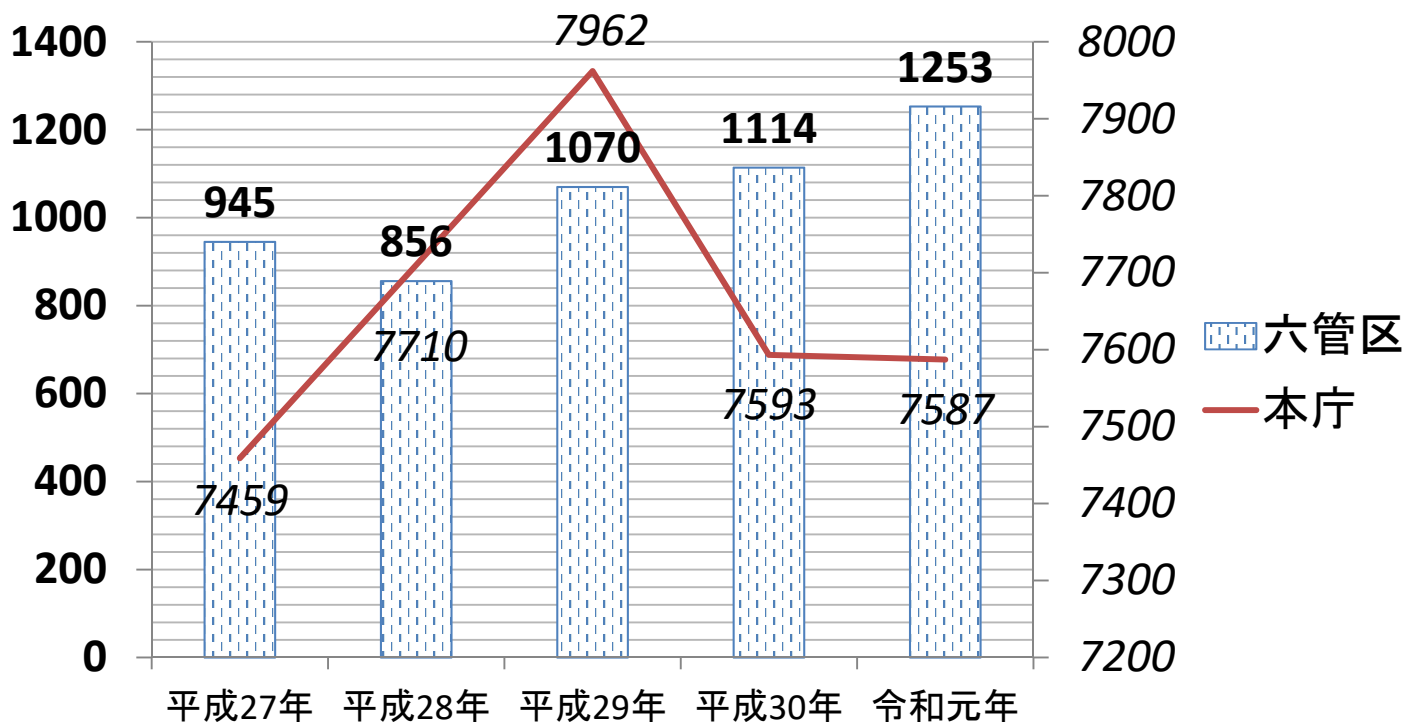
## 令和元年(平成31年)の海上犯罪取締り状況

### 1 送致件数の推移

令和元年(平成31年)1~12月の送致件数は1253件(前年比139件増)であり、当庁全体(※7587件)の約17%を占める結果となりました。

(※速報値)

### 過去5年間の送致件数



## 2 送致件数の内訳

過去5年間の送致件数の内訳は以下のとおりとなりました。

六管区の法令別送致件数

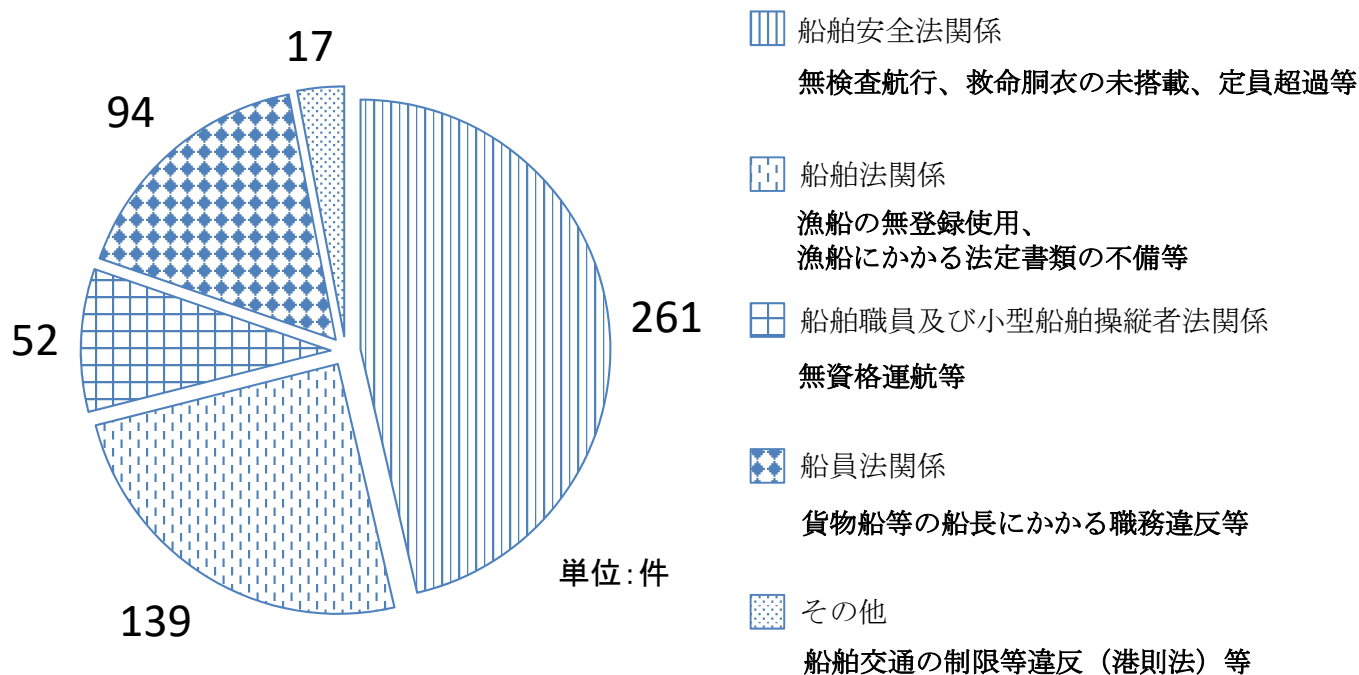
	27年	28年	29年	30年	元年
海事関係法令違反	461	360	440	545	563
漁業関係法令違反	233	215	284	197	225
刑法犯	134	158	171	181	179
海上環境法令違反	100	107	139	143	218
出入国関係法令	0	0	0	2	4
薬物・銃器関係法令	1	0	1	0	1
その他の法令	16	16	35	46	63
合計	945	856	1070	1114	1253

送致件数は、前年より139件増加の1253件となっており、各種法令別の送致件数の割合は、海事関係法令違反が44.9%と最も多く、次いで漁業関係法令違反が18.0%、海上環境関係法令違反が17.4%、刑法犯が14.3%となっており、前年に比べ海上環境法令が75件増加で顕著となっています。

### 3 法令別送致件数の内訳

令和元年(平成31年)の送致件数の内訳は以下のとおりとなりました。

#### 海事関係法令



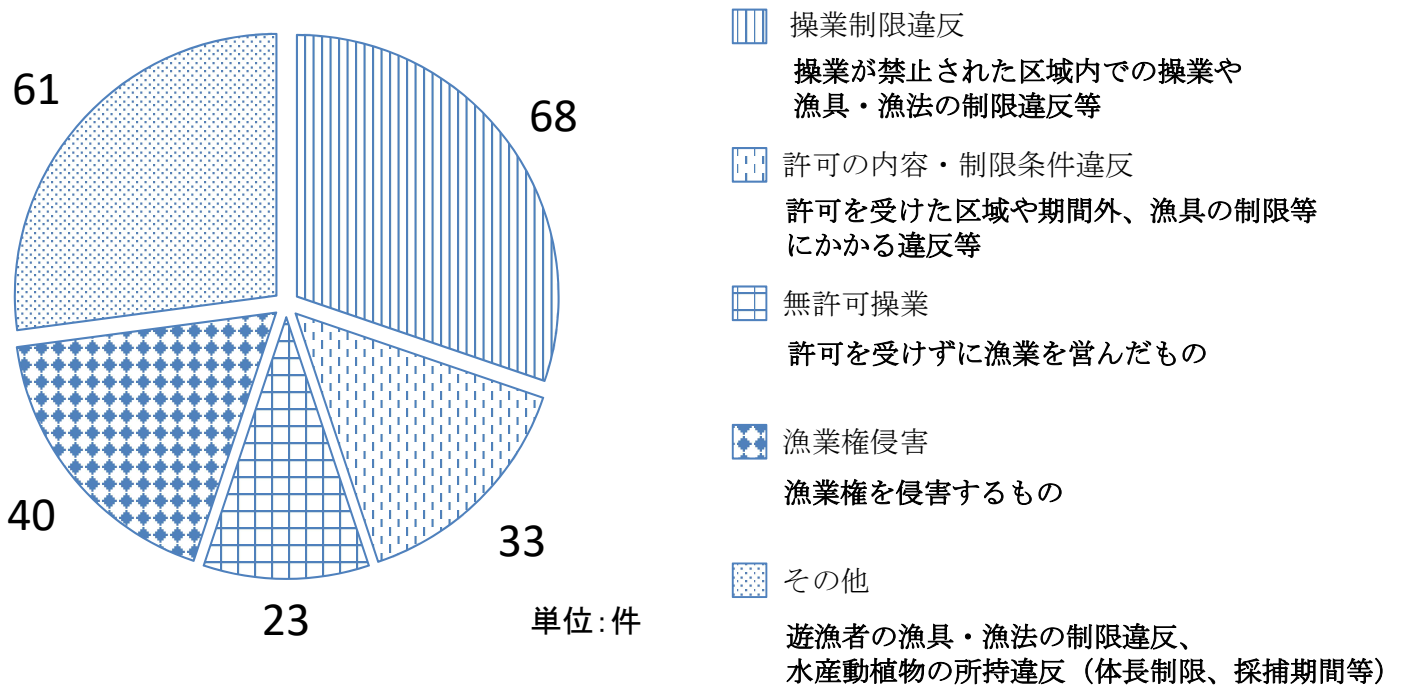
海事関係法令違反の送致件数は563件で、前年に比べ18件増加しました。

無検査航行や無資格運航のような、海難の発生に結びつくおそれのある事犯の取締りに取り組んでいます。

#### 海事関係法令違反の取締り状況



# 漁業関係法令



漁業関係法令違反の送致件数は225件で、前年に比べ28件増加しました。

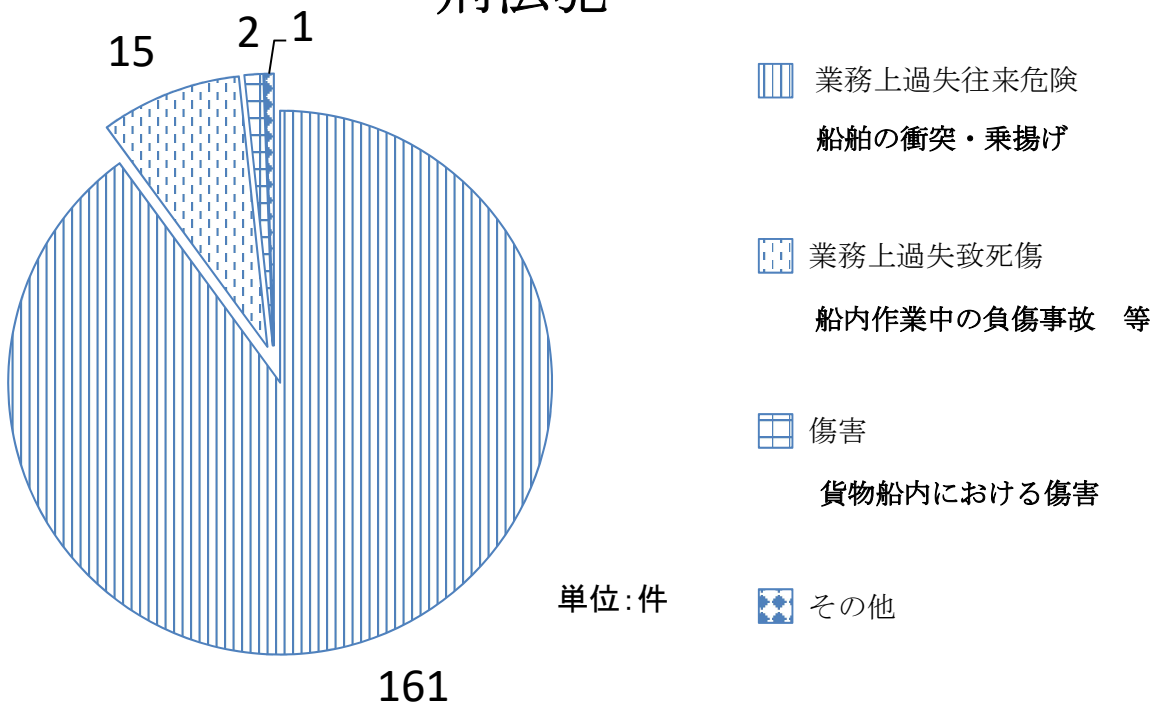
主な逮捕事案としては、地元漁業者が保護・育成した「あわび・さざえ」等を狙い、潜水器具を使用して乱獲する潜水器密漁事犯1件(2名)、底びき網漁業が禁止されている区域で操業する底びき網密漁事犯1件(1名)、県知事から許可を得ることなく漁業を営む無許可密漁事犯1件(1名)を現行犯逮捕しています。

## ○潜水器密漁事件（松山海上保安部）

令和元年5月2日夜間、地元漁業協同組合員が潜水器漁具を使用して「さざえ」等を採捕していた密漁者を発見、通報を受けた松山海上保安部は迅速に体制を整え、たうえで現場に急行、密漁に及んでいた男性2名を漁業法違反（無許可操業）等の容疑で現行犯逮捕しました。本件は、将来にわたり水産資源を保護培養しながら安定的に漁業を営む多くの善良な漁業者の生活を脅かす悪質極まりないものであり、「密漁は許さない」との当庁の姿勢を示しました。



# 刑法犯



刑法犯の送致件数は179件で、前年と比べ2件減少しました。

操船者による不注意が原因の衝突死傷事故、交通手段として利用するフェリー等の旅客船による衝突事故が依然として発生している状況で、厳正に捜査し送致しています。

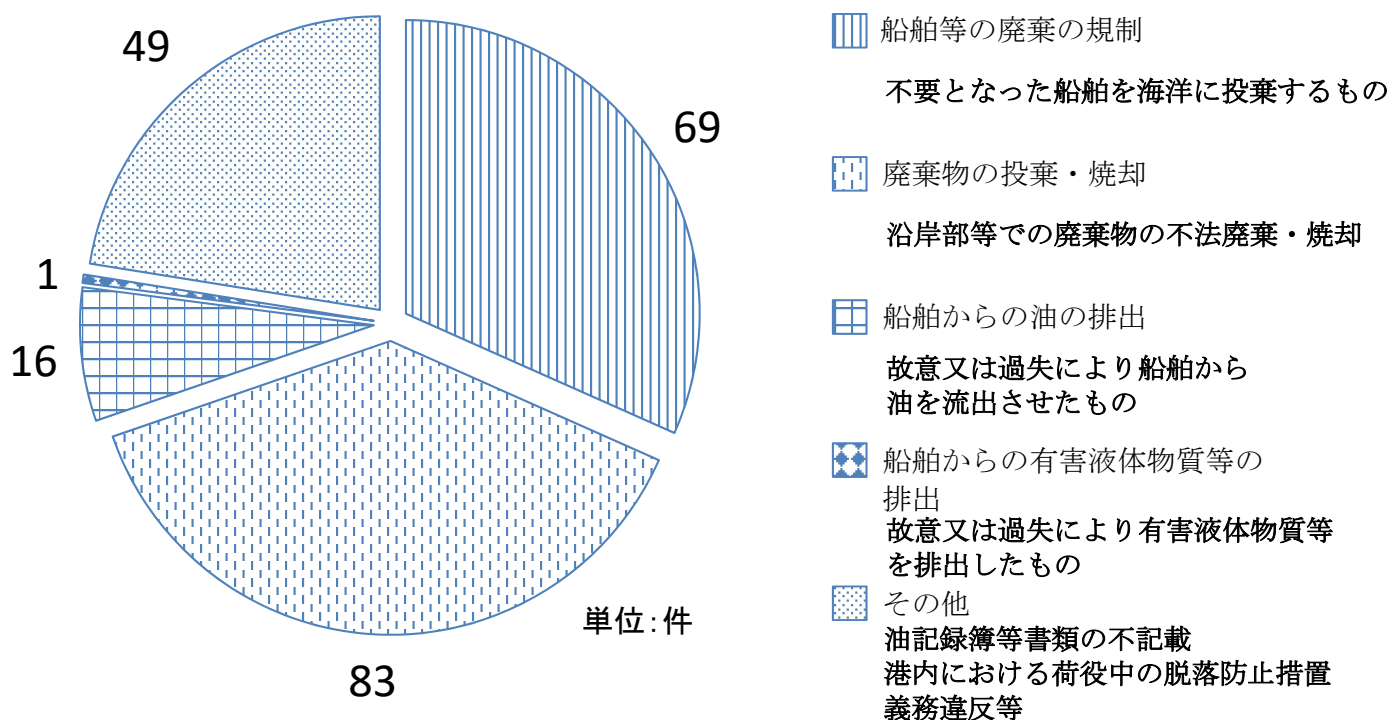
昨年は、貨物船内において船員同士の喧嘩による傷害事件が2件発生しており、内1件は中国人船員が包丁で相手を切りつけるというもので、いずれの事件も被疑者を逮捕しております。

## ○中国船員による中華包丁切りつけ事件(福山海上保安署)

平成31年2月20日夜、岡山県笠岡市新笠岡岸壁に停泊中の外国籍貨物船内の食堂において、中国人船員1名が調理室から中華包丁を持ち出し、同船船員1名に背後から切りつける事件が発生しました。通報を受けた福山海上保安署は、直ちに捜査員を現場投入し、容疑を否認する被疑者を通常逮捕したうえで、現場に飛散した血痕・凶器となった中華包丁などの証拠を収集したうえで全容を解明しました。



# 海上環境法令



海上環境法令違反の送致件数は218件で、前年に比べ75件増加しました。特に、海岸沿いの波打ち際において生活ごみ等の廃棄物を焼却し、そのまま海へ投棄する等の不法廃棄・焼却事犯が83件、不要となった廃船を海へ放置して投棄する事犯が69件も発生しており、瀬戸内海・宇和海の海洋環境を守るため引き続き取締りを強化していきます。

## ○大量の廃棄物を不法投棄 容疑者2名を検挙(広島海上保安部)

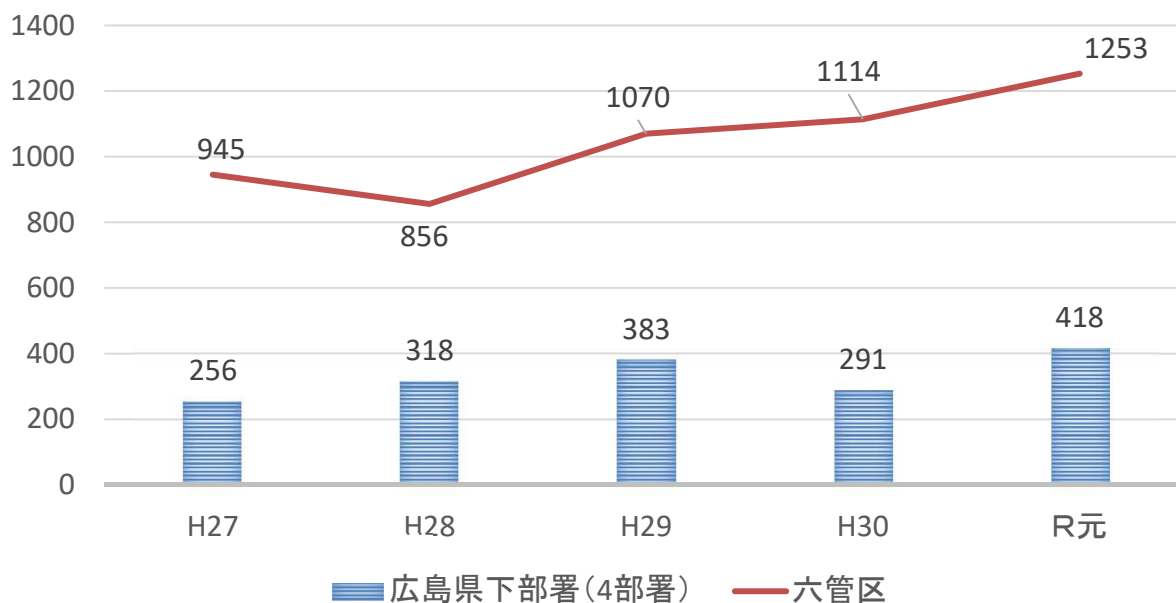
平成31年4月、合計約170キログラムの廃棄物が広島港内海上に漂流していたことから、広島海上保安部は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反の容疑で捜査に着手。投棄位置から広島市内に至る膨大な防犯カメラ映像をリレー形式で分析・解析した結果、暴力団周辺者と認められる未成年者を含む2名が捜査線上に浮上、解体現場から出た畳や仏具などの産業廃棄物を不法投棄していた事実を特定、全容を解明しました。



## 4 広島県下の部署における送致件数の推移

広島県下4部署(広島・呉・尾道・福山)の令和元年(平成31年)1~12月の送致件数は418件(前年より127件増加)であり、六管区全体(1253件)の約33%を占めています

### 過去5年間の送致件数



### 広島県下4部署の法令別送致件数

	27年	28年	29年	30年	元年
海事関係法令違反	109	126	137	99	171
漁業関係法令違反	59	92	115	56	86
刑法犯	43	48	55	65	59
海上環境法令違反	41	50	67	63	96
出入国関係法令	0	0	0	0	2
薬物・銃器関係法令	0	0	1	0	0
その他の法令	4	2	8	8	4
合計	256	318	383	291	418

## 5 六管区における主な取扱い事件（前記掲載分以外）

### ○海上自衛隊掃海艇のとじまが貨物船と衝突(尾道海上保安部)

令和元年6月26日夜間、広島県三原市沖の青木瀬戸において、呉港向け航行中の掃海艇のとじま（510トン）と福山港向け航行中の貨物船ジェイケイⅢ（699トン）が衝突し、掃海艇のとじま右舷後部が大きくえぐれ、浸水を伴う損傷が生じる事故が発生しました。本件は全国ニュースで取り上げられるなど、海上自衛隊の事故で世論の耳目を集める中、尾道海上保安部は慎重かつ迅速な捜査で全容を解明して、広島地方検察庁尾道支部へ書類送検しました。



### ○定期旅客船が大型自動車運搬船に衝突(広島海上保安部)

令和元年3月26日朝、広島市南区元宇品町の沖合いにおいて、児童養護施設「似島学園」が運航する定期旅客船「少年丸第3けいりん号」が、停泊中の大型自動車運搬船に衝突する事故が発生しました。

当時、旅客船には男子高校生が乗船しており、男子高校生にけがはなかったものの旅客船の船首部は大きく破損し、衝撃の強さを物語っており、旅客船の船長を業務上過失往来危険の容疑で検挙しました。





### ○廃船不法投棄事件（六管区内）

昨年は第六管区内において、廃船を海域へ不法投棄したとして、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反容疑で69件69名を検挙しました。



### ○花火大会観覧船による不法運航事件（広島海上保安部）

令和元年7月、広島市宇品で開催された「広島みなと夢花火大会」、同年8月、広島県廿日市市で開催された「宮島水中花火大会」において、海難事故の起因として蓋然性の高い無検査運航、定員超過、救命胴衣不搭載などの海事関係法令を中心とした取締りを実施した結果、10件7名を検挙しました。

